

建築に関する法規制等の指定状況

令和7年5月9日現在

項目	内容
都市計画法	
用途地域	都市計画図(用途図) よりご確認ください。
容積率・建蔽率	市街化区域: 都市計画図(用途図) よりご確認ください。 市街化調整区域: 建蔽率60%・容積率200%
特別用途地区	指定なし
特定用途制限地域	指定なし
高度地区	指定なし
高度利用地区	指定なし
居住調整地域	指定なし
景観地区	指定なし
風致地区	指定なし
緑地保全地域	指定なし
生産緑地地区	指定なし
防火地域 (建築基準法第61条)	指定なし
準防火地域 (建築基準法第61条)	近隣商業地域
建築基準法 第22条指定区域	近隣商業地域以外の全ての地域
地区計画 (法第68条の2)	小廻間地区(大字宮津字小廻間の一部) 白沢南地区(大字白沢字池下、繩手、東豊石山、高根口、白山浦、二反ノ田の各一部) 卯坂中部地区(大字卯坂字姥ヶ谷、下同志鐘、西谷の各一部)
建築基準法	
建築物の最低敷地面積 (法第53条の2)	小廻間地区の地区計画区域内: 180m ² 上記以外の地区: 指定なし
外壁の後退距離 (法第54条)	指定はありませんが、 建築協定区域内(白沢台、高根台団地) には外壁後退が定められているものがあります。
建築物の高さ制限 (法第55条)	都市計画図(用途図) よりご確認ください。
日影規制 (法第56条)	別紙「日影規制・斜線規制による規制内容一覧表」よりご確認ください。
斜線規制 (法第56条の2)	別紙「日影規制・斜線規制による規制内容一覧表」よりご確認ください。
建築協定 (法第69条)	白沢台(大字白沢字表山の一部、大字福住字石亀坂の一部) 高根台団地(大字福住字高根台の一部) ※詳細はまちづくり推進課建築公園係にお問い合わせください。

項目	内 容
宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)	
宅地造成等工事規制区域	町内全域（令和7年5月9日より） 都市計画法における開発行為に該当する場合は愛知県知多建設事務所建築課（Tel:0569-21-3245）、 盛土規制法に該当する場合は愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課盛土対策室（Tel:052-954-6119）、 盛土規制法の許可を要しない行為である通常の営農行為に該当するか否かについて、産業観光課農業振興係へお問い合わせください。
特定盛土等規制区域	指定なし
造成宅地防災区域	指定なし
都市緑地法	
緑地協定	指定なし
防災関連	
地すべり防止区域	指定なし
急傾斜地崩壊危険区域	愛知県ウェブサービス「マップあいち」 をご利用いただくか、愛知県知多建設事務所維持管理課(Tel:0569-21-9075)にお問い合わせください。
土砂災害防止法に基づく指定区域	愛知県ウェブサービス「マップあいち」 をご利用いただくか、愛知県知多建設事務所維持管理課(Tel:0569-21-9075)にお問い合わせください。
災害危険区域	指定なし（令和4年6月3日に町内全域廃止）
砂防指定地	愛知県知多建設事務所維持管理課(Tel:0569-21-9075)にお問い合わせください。
津波災害警戒区域	横松地区の一部 ※詳細は防災交通課防災係にお問い合わせください。
都市再生特別措置法(立地適正化計画)	
居住誘導区域	指定なし
都市機能誘導区域	指定なし
旧住宅地造成事業に関する法律	
旧住宅地造成事業区域	福住園高台(大字福住字荒古、申田、南池の各一部、大字板山字西ノ海道山の一部) 白沢台(大字白沢字表山の一部、大字福住字石亀坂の一部) 六反田(大字福住字六反田の一部) ※詳細はまちづくり推進課建築公園係にお問い合わせください。
がけ付近の建築に関する条例	
	阿久比町で定めている条例はありません。愛知県の定めている愛知県建築基準条例に準じてください。 ※阿久比町では、条例に該当する「がけ」かどうかの判定は行っておりません。判定を行いたい場合は、愛知県建築局建築指導課建築指導グループ(Tel:052-954-6586)または民間の建築確認審査機関へお問い合わせください。
区画整理	
	現在予定している区画整理事業はありません。
道路・河川関連	
町認定路線(町道)	阿久比町の認定している道路(町道)の位置や名称は、「阿久比町認定路線網図 で確認できます。幅員等の詳細や、狭あい道路の取り扱い等は建設課管理係へお問い合わせください。
都市計画道路区域	まちづくり推進課都市計画係にお問い合わせください。
特定都市河川	指定なし

項目	内容
農地関連	
農業振興地域(農振法)	産業観光課農業振興係にお問い合わせください。
土地改良区(土地改良法)	産業観光課農業振興係にお問い合わせください。
阿久比町土砂等の埋立て等による土壤の汚染および災害の発生の防止に関する条例(土壤汚染防止条例)	
	面積が1,000m ² 以上の土地で土砂等の埋立て等を行うときは、 土壤汚染防止条例 の許可の申請が必要になります。対象となる行為や安全基準等の詳細は環境課環境保全係へお問い合わせください。
上下水道関連	
上水道整備状況	上下水道課上水工務係にお問い合わせください。
下水道整備状況	上下水道課下水道係にお問い合わせください。
愛知県屋外広告物条例	
禁止地域、許可地域等	まちづくり推進課建築公園係にお問い合わせください。
阿久比町文化財保護条例	
埋蔵文化財	社会教育課社会教育係にお問い合わせください。

日影規制・斜線規制による規制内容一覧表

項目	用途地域		第1種 低層住居 専用地域	第1種 中高層住居 専用地域	第1種 住居地域	第2種 住居地域	準住居 地域	近隣商業 地域	準工業 地域	工業 専用地域	市街化 調整区域	
斜線規制	道路斜線	適用距離(m)					20					
		勾配(高さ比)			1.25				1.5			
	隣地斜線	適用距離(m)			20				31			
		勾配(高さ比)			1.25				2.5			
	北側斜線	適用距離(m)	5	10 ※1								
		勾配(高さ比)	1.25	1.25 ※1								
日影規制	対象建築物		軒高7m超え 又は 地上階数3以上		建築物高さ10m超え				建築物高さ 10m超え			
	平均地盤面からの高さ		1.5m		4.0m					4.0m		
	日影規制 時間	敷地境界からの 水平距離 5m超え10m以下		4.0時間 (容積率80%未満の地域は3.0時間)				5.0時間		4.0時間		
		敷地境界からの 水平距離 10m以上		2.5時間 (容積率80%未満の地域は2.0時間)				3.0時間		2.5時間		

※1 日影規制の適用がある場合は除外。